

## 令和3年度紀の川市各会計補正予算資料(令和3年第4回定例会)

(単位:千円)

議案番号	会 計 名	補正前の額	補正額	補正後の額
議案第 101 号	一般会計(第8号)	32,490,691	23,130	32,513,821
議案第 102 号	住宅新築資金等貸付事業特別会計(第2号)	17,091	962	18,053
議案第 103 号	国民健康保険事業勘定特別会計(第2号)	7,852,542	546,129	8,398,671
議案第 104 号	介護保険事業勘定特別会計(第2号)	7,219,510	△ 269	7,219,241
議案第 105 号	水道事業会計(第2号) [収益的支出] [資本的支出]	1,776,691	△ 950	1,775,741
		1,194,980	△ 30	1,194,950
議案第 106 号	下水道事業会計(第2号) [収益的支出] [資本的収入] [資本的支出]	725,900	△ 150	725,750
		1,408,747	△ 400	1,408,347
		1,631,321	△ 250	1,631,071

### ◆ 補正内容について

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症による商工業者事業継続支援給付金の増額、若者定住促進住宅取得奨励金の増額、人事院勧告による職員給与の調整のほか、事業執行上緊急を要する事業及び事業執行における過不足の調整を中心に予算編成を行いました。主な事業の補正予算措置内容については、次のとおりです。

### ○ 一般会計補正予算(第8号)

- ◇ 職員人事管理事業(新規) (補正額 605 千円) 【担当:人事課】  
地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月1日から職員の定年を65歳まで段階的に引き上げとなる定年延長制度の構築にかかる経費を予算措置するもの。
- ◇ 若者定住促進住宅取得奨励事業 (補正額 18,780 千円) 【担当:地域創生課】  
若者定住促進住宅取得奨励金について、新築住宅の建築増加や今年度より対象年齢を40歳未満から45歳未満に引き上げたことによる申請件数の増加に伴い、決算見込みによる増額を予算措置するもの。
- ◇ 鉄道運行支援事業(新規) (補正額 15,290 千円) 【担当:地域創生課】  
新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少に伴い、収益が大幅に減少している地域鉄道事業者に対して、安全輸送にかかる設備整備の補助経費を予算措置するもの。
- ◇ ひとり親家庭支援事業 (補正額 3,913 千円) 【担当:こども課】  
児童扶養手当受給者などに対する母子家庭等自立支援給付費のうち高等職業訓練促進について、受給者の増加に伴う給付金の増額、DV世帯などに対する緊急措置対応にかかる母子生活支援措置費の増額を予算措置するもの。(国1/2・県1/4負担事業、国3/4補助事業)
- ◇ 子どものための教育・保育給付事業 (補正額 △ 41,835 千円) 【担当:こども課】  
市内の私立教育・保育施設について、公定価格の改定や入所している児童の増減に伴う運営委託料及び給付費などの調整、前年度国・県支出金の返還金を予算措置するもの。(国1/2・県1/4負担事業)
- ◇ 国営総合農地防災事業 (補正額 5,303 千円) 【担当:農林整備課】  
県が事業主体の嶋地区水路整備の計画変更により、年度を前倒しして実施する市負担金の増額及び安楽川井C水路整備の事業費の確定による市負担金の増額を予算措置するもの。
- ◇ 商工振興事業 (補正額 88,358 千円) 【担当:商工労働課】  
新型コロナウイルス感染症による飲食店や小売店等の経済対策として、申請件数の増加に伴う商工業者事業継続支援給付金の増額、またQRコード決済の利用者に対し10%のポイント還元を行う第1弾事業について、利用者数の増加に伴うポイント還元委託料の増額を予算措置するもの。

- ◇ 旧名手宿本陣整備事業 (補正額 △ 27,712 千円) 【担当:生涯学習課】  
名手役所主屋及び離れ・葺復旧整備工事の工事発注の遅れにより、令和3年度の負担割合が減少することから、工事請負費、設計監理委託料の減額を予算措置するもの。(国1/2・県5%補助事業)
  - ◇ 定年延長制度構築委託 (債務負担行為限度額 1,300 千円) 【担当:人事課】  
債務負担行為として、職員の定年が段階的に引き上げとなる定年延長制度構築委託にかかる経費について、期間を令和4年度、限度額を1,300千円とするもの。
  - ◇ 細野溪流キャンプ場管理運営委託 (債務負担行為限度額 7,000 千円) 【担当:観光振興課】  
債務負担行為として、細野溪流キャンプ場の指定管理者制度による施設管理にかかる経費について、期間を令和4年度から8年度、限度額を7,000千円とするもの。
  - ◇ 市民公園管理運営委託 (債務負担行為限度額 495,000 千円) 【担当:生涯スポーツ課】  
債務負担行為として、市民公園の指定管理者制度による施設管理にかかる経費について、期間を令和4年度から8年度、限度額を495,000千円とするもの。
  - ◇ 旧名手宿本陣整備工事 (債務負担行為限度額補正 16,700 千円) 【担当:生涯学習課】  
債務負担行為補正として、名手役所主屋及び離れ・葺復旧整備工事の工事発注の遅れにより、令和3年度の負担割合が減少し、令和4年度の負担割合が増加することから、限度額を44,700千円に増額するもの。
- 住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 962 千円)
    - ◇ 歳入においては、不動産競売申立事件の配当に伴う住宅新築資金元利収入、宅地取得資金元利収入などの調整。歳出では、人事院勧告に基づく人件費の調整、一般会計繰出金の調整を予算措置するもの。
  - 国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号) (補正額 546,129 千円)
    - ◇ 歳入においては、給付費増に伴う普通交付金の増額、一般会計繰入金金の調整、歳出では、一般被保険者にかかる療養給付費、療養費及び高額療養費などの増額、国民健康保険法施行規則の改正に伴うシステム開発にかかる経費を予算措置するもの。
  - 介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号) (補正額 △ 269 千円)
    - ◇ 歳入においては、人件費の調整に伴う国・県補助金、一般会計繰入金金の調整。歳出では、人事院勧告に基づく人件費の調整、介護給付費準備基金への積立てを予算措置するもの。
  - 水道事業会計補正予算(第2号)
 

(補正額	収益的支出	△ 950 千円)
(補正額	資本的支出	△ 30 千円)

    - ◇ 収益的支出及び資本的支出においては、人事院勧告に基づく人件費の調整を予算措置するもの。
  - 下水道事業会計補正予算(第2号)
 

(補正額	収益的支出	△ 150 千円)
(補正額	資本的収入	△ 400 千円)
(補正額	資本的支出	△ 250 千円)

    - ◇ 収益的支出においては、人事院勧告に基づく人件費の調整。資本的収入及び資本的支出では、一般会計出資金の調整、人事院勧告に基づく人件費の調整を予算措置するもの。